

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

人事院が定年延長に関する「意見の申出」

人事院は2011年9月30日、給与についての勧告と同時に、定年延長に関する「意見の申出」をおこなった。これは国家公務員に関するものではあるが、地方公務員においても年金制度変更とともに定年年齢が変更される方向であるので、以下その概要をみてゆく。

○65歳定年

「意見の申出」は、2013年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げ、2025年度に65歳定年にしている（表参照）。年金支給年齢を本来の60歳に戻すべきであるが、支給年齢が段階的に引き上げられることが確定しているもとでは、雇用と年金の接続を図る観点から必要な措置である。

○年齢構成と人員抑制

職員の年齢構成については、「定年引き上げ期間中も安定的な新規採用を可能とする定員上の経過措置等を講ずる」必要性が

述べられている。一方で、「定年を引き上げても、総人員及び級別の人員の増加させないことを前提とすれば、総給与費は減少」と、定年を延長しながら人も金も増やさないとしている。制度完成の2026年度までには、定年退職者がいない年度もあるため、新規採用者が抑制され、年齢構成のバランスが大きく崩れることが懸念される。

○60歳以上の給与水準

「意見の申出」は、60歳を超える職員の年間給与を60歳前の70%に設定するとした。その理由として民間の60歳超の年間所得が60歳前の約70%であるとしている。しかし、それは「再雇用」など雇用形態の変更による年収の落ち込みである。雇用形態に変更のない「定年延長」である以上、給与削減の正当な理由はない。

○役職定年制

「当分の間」としながら、「本府省の局長、部長、課長等の一

定の範囲の管理職」について、「現行の定年である60歳に達した場合に他の官職に異動」させる「役職定年制」を導入するとしている。これは、一定の範囲の管理職を「降任」させるというものである。もし学校で「役職定年制」を導入することになれば、校長・教頭等の管理職員が教諭に「降任」することになり、様々の問題の種になるかもしれない。

○退職金

退職給付の水準は、職員の将来設計に大きな影響を与えるものであることから、給付水準の維持・拡充は欠かせない。しかし人事院は、退職手当、定員及び共済については引き続き制度官庁と議論をすすめるとし、今回の「意見の申出」に盛り込まなかった。

○茨城県の状況

茨城県人事委員会は2011年10月24日の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の中で、「高齢期の雇用問題」として「雇用

福島原発事故後も『原子力ブック』で原子力発電推進

昨年12月、茨城県高等学校教職員組合は、茨城県庁が作成した『原子力ブック』の改訂版の案を示され、意見を求められたので、以下のとおり申し述べた。

『原子力ブック』の破綻

茨城県庁は、1999年9月に東海村の核燃料工場で起きた臨界事故後に『原子力ブック』を作成し、ほぼ10年間にわたって県内のすべての小学生・中学生・高校生に配布してきた。JCO事故は作業員の死者が出たものの、一般住民には一切影響がおよばなかった（ことになっている）ささいな事故に過ぎず、日本ではチェルノブイリ原発事故（1986年4月）のような原子力発電所の重大事故は絶対起きないことを宣伝すること、それが

『原子力ブック』発行の目的だった。茨城県庁は、2011年度には『原子力ブック』の配布を見送った。理由について説明は一切なかったが、福島第一原子力発電所事故によって、「原子力発電所には五重の防壁があり、万が一の誤動作や誤操作に対しても、安全システムが働く仕組みになっています」（42頁）という不正確な主張や、「津波に対する対策」（43頁）がなされているかのような虚偽を並べた『原子力ブック』が根本的に誤っていたことが明らかになったため、今さら『原子力ブック』を配布することはできないと判断したのである。

福島原発事故により、『原子力ブック』のコンセプトが完全に誤りだったことが明らかになっ

たのだから、その廃刊は当然である。ところが、茨城県庁は福島原発事故の帰趨について予測すらたたない時点で『原子力ブック』の改訂作業を進め、2012年4月に全県の児童・生徒に配布するつもりでいる。驚くべき無神経、呆れ果てた無責任ぶりである。

原子力発電に優位性なし

改訂版の内容は、上記の「五重の防壁」や「津波対策」は削除したものの、化石燃料の枯渇と地球温暖化という誤った前提によって原子力発電を正当化し、放射性物質は天然自然にも存在し多少の被曝は無害であると不正確な主張を並べ立てるなど、基本線は全く変わっていない。

【2面に続く】

と年金の接続を図ることは喫緊の課題であることから、今後の国の動向等を注視するとともに、本県における定年延長の制度導入を見据えて、高齢期の雇用問題への対応について県全体として総合的に取り組む必要がある」

と報告を行った。

それをうけ、2011年の地公労交渉で、「任命権者毎に、段階的な定年延長の制度導入に向けた課題について協議の場を設ける」ことが確認された。

今後、茨高教組は2013年度

の制度導入に向けて、県教育委員会との間で、制度設計のための協議をおこなうことになる。行政職、現業職、教育職などの職務内容の違い、高等学校と障害児学校など職務内容・労働実態の違いをもふまえ、茨高教組として幅広く教職員の意見を集約しながら県教委との交渉をおこなう。

教職員の生活と働き方に大きな影響をもたらす制度改正であるので、今後も茨高教組として迅速な情報の提供に努めてゆく。

（定年延長問題に関する要望・意見をお寄せください。）■

定年年齢	60歳定年	61歳定年			62歳定年			63歳定年			64歳定年			65歳定年	
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
定年退職者なし		○			○			○			○			○	
1952年度生まれ	60歳														
1953年度生まれ	59歳	60歳	61歳												
1954年度生まれ	58歳	59歳	60歳	61歳											
1955年度生まれ	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳									
1956年度生まれ	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳								
1957年度生まれ	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳						
1958年度生まれ	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳					
1959年度生まれ	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳			
1960年度生まれ	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳		
1961年度生まれ	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

旧版の『原子力ブック』は、第1章に核物理学と放射線防護学に関する内容を置いたが、改訂版『原子力ブック』では、最初に「1 エネルギーの今」として、各種発電方法の比較をおこなっている。冒頭で「化石エネルギーは有限の資産です。……やがては枯渇することが考えられます」としながら、原子力発電の「燃料」であるウランの有限性には触れない。石炭・石油のエネルギー自給率の低さを指摘しながら、ウランは全量が輸入されていることにも触れない（3-4頁）。旧版ではプルトニウムとMOX燃料を生成する「核燃料サイクル」によりあたかも核燃料が無限であるかのように強弁していたが、改訂版ではこの主張は削除され

た。「核燃料サイクル」の世界的な破綻があきらかになった今、この論点で原子力発電の優位性を主張することは不可能になったのである。（ページ数は、旧版〔2010年度版〕・改訂版案ともに高校生用）

原発推進の唯一の根拠らしきものとして石油火力発電の4分の1という「発電コストの試算」があげられている。従来の計算根拠もあやしいうえ、福島原発事故を受けて原発の発電コストが大幅に上昇するのは確実である。広大な面積におよぶ国土の喪失はいうに及ばず、予想すらできない将来にわたる人命と健康に対する影響を考えあわせれば、原発のコストはもはや「算定不可能」というほかない。『原

子力ブック』は冒頭で、はからずも原子力発電を正当化する論拠はもはや存在しないことを露呈してしまったのである。

そのためだろうか、改訂版『原子力ブック』の表紙は、風力発電機と太陽光発電パネルが立ち並ぶ緑の大地らしき風景となっている（下図）。自信をもって原子力発電を推進するのであれば、原子力発電所を表紙にかかげるべきだろう。茨城県庁は、もはやそんなことは不可能であることを思い知ったものと見える。

放射能についての皮相な説明

『原子力ブック』の「2 放射線の基礎知識」は核物理学と放射線防護学に関する内容であるが、旧版同様、高校における

教科「理科」などの教育内容に遠く及ばない低レベルのものである。福島事故後一般化した「シーベルト」や「ベクレル」についても説明を試みているが、きわめて表面的である。執筆者の力量不足を指摘せざるをえないお粗末な記述が並んでいる。「放射線と放射能」や「放射線の歴史」について説明しながら、原子爆弾について一切触れないなど、恣意的な内容となっている。

「日常生活で受ける放射線の量」として、0.001mSvから250mSvまでのスケールが掲げられている。これはよくある図であるが、それ自体にさまざまな問題がある。ここで全部を述べるわけにはいかないので1点だけ指摘する。図の上の方、100mSvのところに「100以下では発ガン頻度の明らかな上昇はこれまで確認されていない」とある。他の項目は「1回」ないし「年間」というように被曝の期間が明記されているのに、ここだけ省略されている。「生涯」なのだとすれば、平均寿命の約80年間で除して年間約1mSvとなり、ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告を取り入れた現行国内法における一般公衆の被曝限度である年間1mSvにほぼ相当する。しかし、『原子力ブック』の図は「生涯」ではなく、おそらく「年間」として示しているのだろう。「年間」だとすると国内法による規制値の100倍であり、到底容認できる数値ではない。

官房長官枝野幸男らが連発した「ただちに健康に影響を及ぼす値ではない」は、長期的には影響があるという含みを持たせる

ことで後で言い逃れできるようにしつつ、大規模な住民避難を回避して住民放置を正当化するための虚偽の言明であった。同様にこの「年間100mSv以下では発ガン頻度が上昇する証拠はない」という命題は、放射線被害の隠蔽を目的とする。IAEA（国際原子力機関）やICRP、さらに原発を推進する各国政府、そして原発推進に協力的な医師らが常用している。彼らは、100mSv以上であれば発ガン率の上昇が判明しているが、100mSv以下の場合については一切観察データを持たないと言う。100mSv以下では発ガン頻度が上昇するか否かわからないと言っているに過ぎず、100mSv以下では発ガン頻度の上昇は起きないというのではない。『原子力ブック』および、それが典拠とする主張は、注意深く100mSv以下で発ガン率が上昇するか否かは不明だと言っているのであるが、実際のところは、100mSv以下では発ガンをもたささないという意味で受け取られている。それは聞き手に責任のある「誤解」なのではない。そのように受け取られることを狙って、原発推進勢力はあえてこの紛らわしい言い方をしているのである。

さらにまた、改訂版の「100mSv」は、「年間」ですらない可能性もある。福島県のアドバイザーとして事故直後に「安全」「安心」を説いて回った山下俊一（現在・福島県立医大副学長）のように「1回あたり100mSv」と受け取れるように仕組まれた途方もない主張なのかもしれない。

被曝による影響の軽視

改訂版では旧版とは大きく異なり、「外部被ばく」「内部被ばく」などについて、数ページにわたって説明をおこなっている。「レベル7」の重大事故後の改訂としては当然のことではあるが、内容は著しくお粗末で不正確である。

「生物学的半減期」を各所で強調し、あたかもすべての放射性物質がどんどん排出されるかのように印象づけている（28-29頁）。しかし、たとえばプルトニウムの肺への吸着による内部被曝については一切触れていない。こうしてアルファ線を出す放射性物質が存在することや、肺に吸着した場合には永久に排出されることはないから「生物学的半減期」の対象とならないことなどを隠蔽している。

「自然放射線」や「体内・食物中に含まれる放射線」についての記述は、まるで自然放射線は有害ではないかのような印象を与える。それどころか、まるですべての放射線が有害ではないかのように誤解するよう仕向けている。医療・農業・工業などの分野で放射線が利用されている事例を列挙し、「私たちの生活に欠かせない存在になっています」とおおげさで乱暴な結論を提示している。世界的にみても並外れた医療放射線の過剰照射をおこなっているわが国の医療体制は是正されるべきであり、「原子力の平和利用」として正当化できるものではない。さらに、考古学における炭素14による年代測定法が「原子力の平和利用」にあたるとするなど、ばかげた記述が並んでいる。

（以下次号）

